

## ■税理士による無料税務相談

### ■会場および開設日時

開設日	2月							
	18	19	20	23	24	25	26	27
	水	木	金	月	火	水	木	金
げんきの郷 あすなる舎					○	○		○
東海市立 商工センター	○	○	○	○	○	○	○	○
知多市 勤労文化会館						○	○	○

午前9時30分～正午／午後1時～午後4時

※ 会場の混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

### ■対象者

①平成26年分の青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の所得

金額が300万円以下の方

②消費税の課税事業者である場合には、平成26年分の基準期間の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する方

③給与所得者および年金受給者

## ■住吉福祉文化会館

### ■開設期間

- ・2月16日(月)～3月16日(月)の平日
- ・2月22日(日)および3月1日(日)

### ■開設時間

午前9時～午後5時

※ 午後4時以降、会場の混雑状況により案内を早めに締め切ることがあります。

### ■注意事項

- ・開設期間中は、半田税務署内では申告書の作成指導は行いません。
- ・駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・自宅などで作成済みの確定申告書は、半田税務署1階の受付窓口へ提出してください。



## ■申告が必要な方

### 所得税の確定申告が必要な方

▽営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得（年金など）、一時所得（満期保険金など）、配当所得、土地建物や株式等の譲渡所得などがある方で、平成26年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除など）の合計額よりも多い方

▽給与所得者で次のいずれかに該当する方

- ・給与の収入金額が2千万円を超える方
- ・給与を一カ所から受けている方で、年末調整されている給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与を二カ所以上から受けている方で、主たる給与以外の収入金額の合計額が20万円を超える方

▽確定申告をすれば税金が戻る方

確定申告が必要ない方でも、次のような方は、確定申告をすることで所得税の還付が受けられる場合があります。

- ・中途退職をしたことなどにより、年末調整されていない方
- ・雑損控除、医療費控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除などの控除を受けようとする方

### 町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告が必要ない方で、平成27年1月1日現在阿久比町に住んでいる次のような方は、町県民税の申告をしてください。

▽営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得（満期保険金など）、配当所得などがある方

▽給与所得者で、給与以外の所得がある方

▽給与所得者で、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されなかった方

▽昨年中に収入がない、もしくは非課税所得（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみで、どなたの扶養にもなっていない方

### 年金所得者の申告について

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の場合には申告する必要はありませんが、所得税の還付を受けたり町県民税の税額を少なくするために申告をすることもできます。

申告をする場合は、公的年金だけでなくその他の所得などもすべて申告する必要がありますのでご注意ください。